幼稚園・小学校・中学校 保護者様

石井町教育委員会 教育長 喜多 利生

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校における 対応について(通知)

日頃は、本町の教育活動をはじめ、教育の推進にご理解、ご協力をいただき感謝申しあげます。新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染法上の位置づけが変更され5類感染症に移行されました。そこで、今後(5月8日以降)の新型コロナウイルス感染症の取り扱いについては、次のとおりとさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、学校においては引き続き「健康状態の確認」「換気の確保」「手洗い等の手指消毒」 「咳エチケット」の指導等、感染予防に努めていきたいと思います。

1. 幼児・児童・生徒の感染が判明した場合

出席停止となります。出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。(無症状の感染者の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで)

- ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいいます。
- ※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から、起算します。
- ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児にはマスクの着用 をお願いします。(10日間は感染のリスクを伴うため)
- ※今回の改正に伴う、出席停止期間の短縮については、基本的には想定されていません。
- ※令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された幼児・ 児童・生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用 されます。

## 2. 濃厚接触者の取り扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないことになります。 このため、

- ○同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した幼児・児童・生徒等
- ○学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった幼児・児童・生徒等 のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、 直ちに出席停止の対象とする必要はないことになります。

## 3. 臨時休業等について

## <学級閉鎖>

- ○以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性 が高い場合、学級閉鎖を実施します。
- ① 同一学級において複数の幼児・児童・生徒の感染が判明した場合
- ② その他、設置者で必要と判断した場合
- ○同一学級において、複数の児童・生徒等の感染が確認された場合であっても、 その児童・生徒等の間で感染経路に関係がない場合やそのほか学級内の他の 児童・生徒等に感染が広がっていない場合については、学級閉鎖を行う必要 がないこと。
- ○学級閉鎖の期間としては、5日間程度(土日祝日を含む。)を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒等への影響等を踏まえて判断します。

## 4. 保護者の方へお願い

- (1)幼児・児童・生徒の感染が判明した場合は、各学校へ連絡をお願いします。
  - ・土日祝日に感染が判明した場合は、休み明けに連絡をお願いします。
  - ・そのときに、同居者に感染者がいる場合は、その旨伝えてください(学級内に複数の児童・生徒等の感染が確認された場合、学級閉鎖等を検討する時に、 感染経路の把握が必要となります)
- (2)同居者の感染が判明した場合については、5月8日以降は学校への連絡は不要となります。
- (3)令和5年4月1日以降、学校教育活動において、幼児・児童・生徒及び、教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本とされていますが、マスクが必要になる場合に備え、マスクをお子さんに持たせていただきますようお願いします。
- (4)新型コロナウイルス感染症を学校に持ち込まない、感染拡大防止のため、発 熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校せず自宅で療養す ることにご協力をお願いします。